

「選択的夫婦別姓」についてのアンケート

新日本婦人の会

2025年1月30日

新日本婦人の会は、1962年、平塚らいてうらの呼びかけで結成され、長年、選択的夫婦別姓の実現へ、署名運動や議員要請などにとりくんできました。結婚後の姓について、9割以上は女性が改姓しており、日本国憲法の個人の自由と男女平等、夫婦は対等平等との主旨からも、同姓か別姓かはそれぞれが選択できる制度にすべきです。国連の女性差別撤廃委員会は日本審査の度に、選択的夫婦別姓制度にすべきと勧告を出してきました。夫婦同姓を法律で強制し続けているのは世界の中でも日本だけとなっています。

自民党政権は、1996年、四半世紀以上も前に法制審議会が制度導入への答申を出したにもかかわらず、長年、国会への法案提出を阻んできました。昨年の総選挙で、自公政権が過半数割れとなったことから、選択的夫婦別姓制度の実現に注目があつまっています。私たちは、個人の人権、自由、間接差別をなくすため、一日も早く、同姓か別姓かを「選択できる」制度にと考えています。

「アンケート」は、なぜ選択できる制度を求めているのか、現状でどのような負担となっているのかなど、会員や会員がつながっているまわりの人に呼びかけてもらい、2週間で3979人からの声が寄せられました。この声を公表し、国会や政府にも届け、国民の中での前向きな対話と理解をひろげていきたいと考えています。

1、調査の概要

■調査体制

実施主体 新日本婦人の会

■調査概要

調査方法 インターネット調査(Google フォーム使用)

調査期間 2025年1月8日(水)~1月22日(水)

対象者 会員とそのつながりのある人

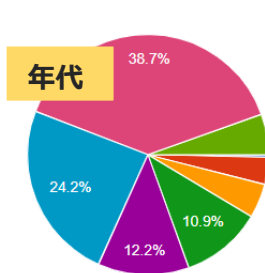
総回答数 3979件(47都道府県すべてより回答あり)

回答者の年代 10~80代以上

■調査項目と回答

①47都道府県全てから回答

年代	人数	割合
10代	14人	0.4%
20代	114人	3.6%
30代	184人	4.6%
40代	434人	10.9%
50代	486人	12.2%
60代	961人	24.2%
70代	1539人	38.7%
80代以上	217人	5.5%



性別	割合
女性	91.7%
男性	6.7%
答えない	1.6%

④婚姻の有無	割合
法律婚	78.5%
事実婚	4.7%
結婚していない	14.9%
答えない	1.9%

⑤選択的夫婦別姓制度への賛否

賛成	93%
反対	1.3%
どちらでもない	4.1%
わからない	1.6%

⑥選択的夫婦別姓制度への賛否の理由(回答3416件)

⑦通称使用の有無

通称使用している	9.8%
通称使用していない	90.2%

⑧通称別姓使用での不便、困ったこと(回答361件)

⑨国会議員へのメッセージ(回答2957件)

2、賛否の理由(記述式)について

賛否の理由について、回答者の3978人中3416人が記述しています。特徴は以下です。

1、当事者としての個人の自由や尊厳、人権の問題として

多く寄せられたのは、当事者としての個人の尊厳や自由にかかわる人権に関わっての声です。

- *別姓が選べず、2年間結婚を先延ばしたが、仕事の事情で、まったくおめでたくない気持ちで結婚。(20代)
- *自分の名前ぐらい自分で決めたい。(30代)
- *アイデンティティの崩壊を感じて泣いた。(30代)
- *新しい姓で呼ばれることが続き、自分が自分でないような気がして精神的に不調に。13年たってもいまだに違和感。(30代)
- *苗字を変えるのは殆ど女性。今まで使っていた名字を捨てるのは悲しく、屈辱的。手続きも面倒。親との関係も断ち切られるような気持ち。
- *薬剤師の免許の姓を変える手続きをした。面倒だったし、寂しく、自分が別人になった気がした。(40代)
- *もともと事実婚だったが、不妊治療の助成のために法律婚をした。子どもが産まれると事実婚に戻すデメリットを考えてしまい、そのまま法律婚を続けている。子どもは母父それぞれの名前があると理解しており、早く選択制にしてほしい。とくに夫が改姓したので申し訳なく思う。(40代)
- *30年近く夫の姓を名乗り、通称をつかっていたが、違和感を感じて生きてきた。数年前、離婚届けを出し、事実婚した。選べればすべての人がストレスなく人生を生きていける。(50代)

《夫の従属物ではない…家父長制の慣習の温床に》

あたり前のように夫の姓を名乗らなければならないことが、夫婦間の不平等や家父長制の影響の慣習の温床となっている実態も吐露されています。

- *夫の親族からは『嫁いでくれてありがとう』と。会社の手当てなど金銭的メリットなどで、私一人が我慢すればいいのだと泣きながら婚姻届けを出した。2年前に事実婚にしたが、この先、里親や病氣、相続などで法律婚の検討もあるかもしれない。(40代)
- *夫の姓に変えたことで〇〇家の人として扱われることが多く、理不尽な思いをした。(50代)
- *私は私、夫の従属物ではない。自分の半分を失ったと感じている。(50代)
- *自己の存在を社会的には夫に従属する存在と感じてきた。個人の尊厳を取り戻したい。今からでも、別姓を選択したい。(70代)
- *長男の嫁だからとの立場の行動を求められ、戸惑うことばかり。気まずくなるのも嫌なので我慢が基本でした。真に対等な関係のためにも別姓が必要。(70代)

《多様性を認めあえるジェンダー平等社会への変化を求める声》

多くの人が「選べるのが最適。たとえ少数でも意見が尊重されることが民主主義」(40代)など選択制で多様な生き方を求めており、民主主義や多様性を認めあえるジェンダー平等の社会への転換を求めています。

- *姓というとても大切なものを、結婚するというだけで世の中や法から強制されることは、国民の権利に反するものであると思います。別姓・同姓にすることが『選択的』であることで、選べる自由を国民の当然の権利としてようやく守れると考えられるため。(20代)
- *婚姻により姓を変えたくない人が一定数存在する以上「選べる」ことが民主主義の最適な在り方のように思う。民主主義は多数決ではなく、たとえ少数派でも、意見が尊重されることが民主主義なので。(40代)
- *夫の姓を名乗ることを憧れていた我々の時代。専業主婦になり家事、子育て、夫のフォロー、家庭を守るのが女性の役割と教え込まれてきた。女性が一人の人間として自分の人生を歩める時代、不都合なものは変えていくべき。(60代)

- *それぞれの社会的立場や自分の姓に対する思いはそれぞれ違う。「選択的」としていることが重要。国に押し付けられるのはおかしい。(60代)
- *結婚して姓をどうするか、憲法の個人の尊重から考え直すということを結婚前に二人で話し合う時間を持つことは今後の生き方を考える上でも必要なことだと思う。(70代)
- *姓名は生まれたときからの固有名詞で、その人の人格、人権そのもの。制度で左右されるものではなく、本人の意志に任せるべき。(80代)

2、改姓に関わる手続きのわずらわしさ、負担

各種手続きの煩わしさ、負担、その中で不公平さや理不尽さを思い知らされていることなどへの訴えも多数寄せられています。離婚や再婚に関わって、改姓によってプライバシーが公開される問題を指摘する声も少なくありませんでした。

- *銀行口座など、さまざまな生活に必要なものの変更手続きが面倒(20代)
- *生命保険、パスポート、預金通帳などなど、手続きが面倒だった(60代)
- *名義変更のわずらわしさ、時間と経費が女性ばかり負担は不公平。自分でなくなる(60代)
- *最初の夫と死別、その後子連れ再婚でその都度手続きが大変だった。旧姓と今の自分が同一人物と証明するため、煩雑な手続きに手間も時間もかかった。子どもも苗字が変わり、イヤな思いをした
- *名前が変わったことで仕事上の問題があり、最終的に離婚したきっかけになった(40代)

《望まないプライバシーの公開》

- *離婚したことを知らせなくてもよい人にまで知らせることになる(40代)など

《働く女性の不利益》

- *薬剤師の免許の姓を変える手続きが面倒だけでなく、生まれてから名乗ってきた姓を変えねばならず、自分が別人になった気がした(40代)
- *国家資格の場合、3000円近いお金をかけて名前を変更。費用や手間を強いられる(40代)
- *仕事の関係で、前の自分と違う人と認識された
- *看護師資格が新しいものが届くまで半年ぐらいかかって、宙に浮いてるようで落ち着かなかった(60代)

《通称や事実婚を選んだ人からも》

- *旧姓と結婚後の姓の使い分けの不便や支障を経験。キャリアや様々なネットワークが断ち切れ、大きな影響を受けた。離婚、再婚するとなおさら(50代)
- *社内のシステムによっては、本名で操作しなければならない。結局、社内の皆さんに両方の姓を認識してもらっている状態で、自分でも今はどっちを使った方がいいのか？戸籍名は違うと説明しといたほうがいい？両方書いといたほうがいいのか？など、改姓当時の手続きよりも、(通称使用での)わずらわしさの積み重ねのほうが苦痛だった。(40代)
- *結婚して30年。子どもは夫の姓にするとしていたので4人の子どもが生まれるたびに結婚届、その後離婚届を出した。堂々と結婚したい。(50代)
- *（事実婚の夫が急逝し）悲しさとおぼろげさの中で葬儀を終えたものの、役所や企業への手続きで死亡除籍記載の戸籍謄本が求められ、私には取れず(夫の息子が手続き)、自らを否定された気持ちになった。(70代)
- *日本で生まれた子は自動的に日本国籍の親の苗字に。子どもは外国籍の夫の苗字にと相談していたので、家庭裁判所に行き、さらに手続きが必要(20代)
- *通称使用についての声は、次の設問への回答の中で詳細に紹介します。

3、子どもの姓をめぐる

「どちらでもない」「わからない」と回答された人が6%います。ここに寄せられた声には、「別姓にしたい人がいれば選択できればいいと思うが、子どもの姓をどうするか」など、子どもの姓をめぐる逡巡している思いが少なくありません。一方で、通称使用や事実婚など、実際に子どもと自分の姓とその様子を紹介しているコメントも多数ありました。

*子どもたちは、旧姓の名前が母の名前と知っているだけで、苗字が同じか違うかは親子・家族関係に影響しません。それよりも一人ひとりの意思を尊重して(40代)

*長年通称を使用。子どもは違和感も持たず、家族仲良く暮らしています。仕事の上でも業績や信頼は、この名前で作ってきました(50代)

《当事者の子どもから》

*両親は、事実婚の関係を築いていました。しかし、私が大学院に進学する学費を工面するため、父が姓を変更し、法律婚を選択という苦渋の決断をしました。私の両親は事実婚の間も法律婚に移行した後も、理想的で仲の良い夫婦です。夫婦同姓が必然的に絆を深めるなら、対立やDV(家庭内暴力)、離婚といった問題は起こらないはず。夫婦の絆の強さや関係の質は、姓の統一という形式的なものではなく信頼や尊重、コミュニケーションといった本質的な要素によるものではないか(20代※国会議員への要望の欄より)

「反対」の理由については、「家の苗字があってこそ家庭としてのまとまり、社会の最小単位としてのつながりが生まれる」「男性である夫の傘下に入り、家族の愛情を育み、同姓で税を納める、何ともいい国」など、日本の明治憲法下での古い価値観を強力に主張しているものが寄せられています。

3、通称使用で困ったことなどについて(記述式)

通称使用で困ったことの記述は、355人から寄せられ、「公的な書類は旧姓が認められない」「常にハンコを二つ持ち歩いている」などなどさまざまな不便・不利益・負担があることが具体的なエピソードとともに寄せられました。政府や反対論を唱える人のなかで、通称拡大で問題が解決するかのように言う向きもありますが、実際には、通称使用ができないものも多く、浸透させることには大きなハードルがあります。

いくつかのキーワードで整理すると以下の通りです。

① 銀行口座、各種証明、事業登録など——数々の場面で

*役所や病院では戸籍上の名前を使わなければいけない。

*通称名の銀行口座の開設に手間取る。銀行窓口での本人確認に手間取る。通称名で外国送金できない。

*源泉徴収票を通称名でもらえないことがある。税金の還付を通称名の口座に受けられない。

*試験の申し込みで、卒業証明書を提出する時に戸籍謄本で証明しなければいけない。戸籍謄本を取るたびにお金がかかる。

*個人事業主として通称で仕事していたが、ある仕事の際に戸籍姓の振込先口座と同じ名前で登録しなければならず困った。

*航空機予約は戸籍名だったので、周りの人にわかりづらく、人事に余計な手間をかせさせていた。

*働いている会社との契約や振込先は戸籍上の名前が必要

*通称と銀行口座の名前、印鑑が違うので、謝金や稿料の振り込みが大変。

*旧姓時に取った資格の証明、旧姓時のままだった口座の解約などが大変だった。

*起業している。補助金申請は戸籍上の名前で行わなければならない、取引している会社には通称使用の旧姓のままだったので、請求書を書いてもらうとき戸籍上の名前に変えてもらわなくてはいけなくなった。特許や開業届なども全部変えなければならなかった。

② 公的資格で通称が使えない

- ***ケアマネ**(※都道府県認定の公的資格)をしている。住民票の名前でとされ、仕事は戸籍上の彼の苗字で、保険や通帳の名義、子どもの学校など以外では旧姓を使っているが、地域の公的会館で部屋を申し込み、取り下げた際に、返金の振り込み先(夫の姓)と同一人物との書類を書いた。
- ***専門職として開業**しています。仕事では旧姓を通称使用していますが、戸籍名でなければ**業務団体の登録**に追加資料が必要で、電子署名を取得できず、依頼者からもらう委任状等にも併記が必要。その時々の手続きで旧姓併記の住民票が必要だったり(この取得も煩雑)、行政が記載忘れをしたり。
- ***成年後見人**の仕事。初めて受任した 2017 年は、戸籍上の名前しか認められませんでした。裁判官の旧姓署名が認められたと聞き、家庭裁判所と協議し、いくつかの手続きをすれば OK と。喜んでいたら、東京法務局がダメだと。登記簿は「〇〇さんの後見人は△△」と登記されるので、法務局はダメと、意見が分かれたために今でも手続きは、「旧姓併記された社会福祉士登録証」+「登記事項証明書」の 2 枚を添付しなければなりません。被後見人の手続きは 1 年のうちに何度もあり、その都度 2 枚の証明書が必要。悔しい。地域の福祉業界では、旧姓で名前が通っているのに、後見業務だけ戸籍上の名前になり、周りの人が同一人物だと一致しなくて混乱を招くことも。他の手続きもなんでも“ひと手間”増えます。
- ***義肢装具士**という国家資格の元で働いていますが、通称での仕事と、証明書の義肢装具士名が異なるため、患者さんに突っ込まれる。
- ***国家資格**で働いているので通称が使えない。

③ 海外で活動する場合や研究者の場合

パスポート

- *「国際会議に参加するとパスポートの名前を使わざるを得ない。周りが混乱している」
- *「海外出張でパスポート名と違うので紛らわしい。パスポートの旧姓併記は相手国の出入国で混乱を生むため行っていない」

研究者の実績

- *研究実績は基本的に論文に記載されている名前に基づきます。結婚前から研究を積み重ねており、名前を変えることは現実的でない。しかし、海外の学会で本人確認が必要な場合、証明する手段がなく困る。通称を利用するためには所属するすべての学会に申請をしなければならず、大きな手間と労力を強いられています。住んでいる地域で研究活動やその成果を発揮しようとする日常生活では新しい姓を使っているため、一致しません。地域の中では旧姓と新姓が入り乱れ、名前を呼ばれるたびにアイデンティティが揺らぐような感覚があります。生活の端々でストレスを感じ続ける状況は本当に辛い。
- *研究職です。結婚で苗字を変えることを強いられたため、海外ではパスポートの名前と自分の業績が紐づけられず、『何の業績もない人』として扱われ、いろいろな不利益を被りました。その度に、『日本では家父長制が根強く多くの女性は結婚の際に男性側の苗字になるため、研究活動の名前とパスポートの名前が違うという奇妙な事態が起こります』と説明する羽目になり、『日本というのはほとんどなく前近代的な国ですね』と同情されます。

④ いちいち説明が求められたり、使い分けに悩んだり、まわりも混乱…

また、通称が可能とされていても、二つの姓の使い分けやそのことでの手続きの煩雑さがストレスを与えているとの声も多く寄せられています。また、さまざまな契約の際に、どちらの名前にしたのかが自分でもわか

らなくなったり、仕事やプライベートで使うネットのアイコンなどの悩みも出されています。

*仕事のみ旧姓使用。戸籍姓と旧姓で同一人物と認識されず、相手を戸惑わせる。

*通称使用は一般的ではないので、通称使用していることの説明が求められる。

*通称名と戸籍上の氏名とどちらを登録したかわからなくなる、通称名の自分と戸籍名の自分の同一性を説明するのが面倒、不便！

*報酬支払いやお客様からの入金に旧姓口座を使用しているが、申告などの時にいちいち断りをいれなければならぬ。

*銀行、病院等は戸籍名のため、使い分けが面倒。子どもが小さい頃は、子どもと同じ姓で呼ばれ、自分の中で違和感／仕事とプライベートを完全に分けられないので、どちらの姓を使うか迷うことがある。

*かかってきた電話は相手を見てどっちの姓を使うか使い分け、年賀状も私の名前は印刷せず、出す相手によりと使いわけています。

*ハンコは常に2つ持参／身分を証明するために、パスポートと戸籍謄本の両方を持ち歩いている

*宛名が通称と違っていても周りも困ることがありました

*ショッピングサイト等にどちらの姓で登録したか(本名しか登録できないものもある)思い出せず困りました。転職の機に通称使用をやめて新姓に統一。しかし、LINEの名前は未だに決められず、下の名前だけに

*携帯電話などの契約で、旧姓での契約ができなかったり、契約時に新旧どちらの姓で契約したか判然としない。

*子ども関係のつきあいは戸籍名、仕事関係はずっと通称使用。LINEのアイコンなどがまぎらわしいことになっている。

*子どもの体調不良で職場に連絡がきた時。通称使用をわかっていない同僚で電話の取り継ぎができなかった。

*旧姓にアイデンティティを持っているが、子どもの繋がり(ママ友など)ではどうしても新姓を使用せざるを得なく、旧姓が失われていくことに悲しみを感じる。新姓の後ろにカッコ()で旧姓を書く時、『あー、私の名前、カッコの中なんだね…』と悲しくなる。税や保険料は新姓なので、職場での税通知の書類配布時など手間をかけていないか不安になる。

*結婚当初、通称使用で、免許証、保険証等、自分を証明するものがどんどんなくなり、病院では本名(夫の姓)で呼ばれるなど、アイデンティティが不安定になり、1年で変えました。

5、国会議員へのメッセージ

アンケートでは、今国会での選択的夫婦別姓導入を迫る、国会議員へメッセージをよびかけました。記述には、1人ひとりの人生、それぞれの選択、受けた弊害、味わった苦痛、一日も早い実現への希望、次の世代へ引き継がせない決意が書かれています。

*家族観が壊れるみたいな、よくわからない考えは私にはよくわかりませんが、そんなことはないと思います。同姓にした夫婦が皆、仲睦まじい伝統的夫婦なわけがないです。選択的夫婦別姓制度は別姓にしたい人は別姓に、同姓にしたい人は同姓にできるのですから、早くやれば良いのと思っています(10代)

*わたしには付き合って10年の彼氏がいます。5年前に婚約しましたが、いまだに法律婚をしていないのは夫婦別姓が選べないからです。お互いが相手に改姓の負担をしてほしくないと思っているわたしたちに、結婚する自由をください(20代)

*将来のキャリア形成のことを見据え、選択的夫婦別姓が導入されない限り、日本で結婚するつもりはありません。早々の導入を求めます。(20)

*選択ができるのがとても重要だと感じています。権利を奪わないでほしいです。(20代)

*私が私らしくいるために、今まで親や友達や、先生や職場や…あらゆる場面で誰かに毎日のように呼ばれていた「名前」は自分とは切り離せないものです。姓を変えたい人は変えればいい。変えたくない人をも無理矢理に変えさせることがおかしい。それだけです。だいたい女性側が被るこの理不尽、苦しみ、違和感を次の世代に引き継がせないでほしい。(30代)

*名前は人権とつながっています。もうこれ以上若い人たちに「どちらの姓を選ぶ」なんて悩ませたくない。選択的夫婦別姓を押し進め、強制的夫婦同姓をやめさせる議員を支持します。(40代)

*同じ姓を名乗ることと、責任や絆は別物です。もっと自由に生きさせてください。私の人生なんだから。(50代)

*当然の権利を認めてほしいという思いです。こんな不具合は自分たちの代で終わらせたい。娘たちの世代にはこの不具合が残っていてほしくありません。(50代)

*私は何も考えることなく夫の姓に変えたが、事務的な作業の大変さよりも、精神的な違和感が大きく、今、後悔している。改姓前の自分と改姓後の自分が分断されたような思いをこれからの人たちには感じてほしくない。自分で選べる制度に早く変えてほしい。(60代)

*結婚で片方の姓を名乗るのではなく、それぞれが歩んできた姓を大切に思うことは当たり前のことだと思います(70代)

*結婚時、選択ができるなんて知らなかった。"家"に縛られることなく女性が人として生きていかれる社会のために、早期実現を(70代)

*私が結婚した頃は、今のような議論は全くなかった。自分も考えてもみなかった。今、これからの世代に向けて、この制度の導入は絶対必要と思う。憲法 24 条 1 項にある通り、夫婦が同等の権利を有するのが基本。どの姓を選ぶかは自由であり、その権利を有する。(70代)

国会議員へのメッセージは、2~4月にかけて、地元から全国国会議員に届け、選択的夫婦別姓制度の導入を推進する力にしていきます。

「選択夫婦別姓制度をただちに導入することを求める請願」署名は、11月から始めてすでに5万人を超える署名が全国各地から集まっています。

2月18日、4月23日、国会議員要請行動をおこないます。